

会議規則改正 欠席の届出関係（本会議）

○とりまとめ案

- ・現在の会議規則に「育児、看護、介護、出産補助」の例示を追加。
- ・「その他の事故」→「その他のやむを得ない事由」に改正。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。



○現在の標準市議会会議規則

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。



○現在の本市議会会議規則

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

発議案の提案理由

理 由

昨今の社会情勢の変化に鑑み、性別や年齢を問わず多くの人にとって必要となる欠席事由を具体的に例示し、分かりやすくするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。